

# 宮城県公報

行 政 部 門  
宮 城 県  
(総務部 県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 条 例

○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	一
○各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定に関する条例	(同)	二
例		
○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁 高校教育課)	九
○宮城県県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	九
○過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二二
○離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二二
○原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二二
○選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	(市町村課)	二二
○県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二四
○県民会館条例の一部を改正する条例	(消費生活・文化課)	二四
○民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	(社会福祉課)	二五
○産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	(新産業振興課)	二五
○職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(産業人材対策課)	二六
○農業大学校条例の一部を改正する条例	(農業振興課)	二六
○漁港管理条例の一部を改正する条例	(水産業基盤整備課)	二六

## 条 例

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第三十一号

#### 手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表三十の項中「六千五百円」を「六千六百円」に、「四千五百円」を「四千六百円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同表四十の二の項及び四十の三の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表九十の項中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同表百十五の項中「八千円」を「八千五百円」に改め、同表百三十三の項中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に、「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「七千四百円」に、「七千円」を「七千四百円」に改め、同表百三十四の項中「七千六百円」を「七千九百円」に、「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表百七十二の項中「第二十條の第二十三項又は第三十八條の第四十二項」を「第二十條の第二十四項又は第三十八條の第四十三項」に改め、同表百八十九の項中「五千九百円」を「六千円」に、「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同表百九十の項中「二千六百円」を「二千七百円」に改め、同表百九十一の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表二百二十一の項中「二千七百円」を「二千九百円」に、「二千二百円」を「二千九百円」に改め、同表二百三十の項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に、「一万四千九百円」を「一万五千五百円」に、「一万三千三百円」を「一万三千九百円」を「一万二千二百円」に、「九千九百円」を「一万円」に、「八千七百円」を「八千九百円」に改め、同表二百六十九の二の項中「四万六千円」を「四万六千八百円」に改め、同表二百七十一の六の項中「三万五千円」を「三万六千円」に改め、同表二百七十一の六の項中「三万五千円」を「三万二千五百円」に、「二万二千円」を「二万二千四百円」に改め、同表二百七十五の項中

16 短期入所療養介護(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成二十四年厚生労働省令第十号)第二條の規定による改正前の介護保険法施行規則(平成十七年厚生省令第三十六号)第十四條第二号又は第三号に規定する施設(以下「介護療養型医療施設等」という。)で提供されるものに限り、介護療養型施設サービス及び介護予防(短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)に係るものに限る。)に係る調査(これ

らの介護サービスのうちいずれか二以下の介護サービスに係る調査である場合を含む。）  
二万五千円

「16 短期入所療養介護（介護医療院で提供されるものに限る。）介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院で提供されるものに限る。）に係る調査（これらの介護サービスのうちいずれか二以下の介護サービスに係る調査である場合を含む。）  
二万五千円  
17 短期入所療養介護（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第十号）第二条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十四条第二号又は第三号に規定する施設（以下「介護療養型医療施設等」という。）で提供されるものに限る。）介護療養施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等で提供されるものに限る。）に係る調査（これらの介護サービスのうちいずれか二以下の介護サービスに係る調査である場合を含む。）  
二万五千円

に改め、同表二百九十六の二の項から二百九

十六の四の項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表四十の二の項、四十の三の項、百七十二の項、二百七十五の項及び二百九十六の二の項から二百九十六の四の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定に関する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定に関する条例

（財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正）

第一条 財産の交換、譲与等に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表建物の項中「一・〇八」を「一・一」に、「十・八パーセント」を「十一パーセント」に改め、

同表船舶等の動産の項中「一・〇八」を「一・一」に改め、同表備考第八号中「二・一六パーセント」を「二・二パーセント」に、「三・二四パーセント」を「三・三パーセント」に、「一・六二パーセント」を「一・六五パーセント」に、「四・三二パーセント」を「四・四パーセント」に改める。  
（県民の森等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 県民の森等の設置及び管理に関する条例（平成元年宮城県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二宮城県民の森の項中「七五〇円」を「八〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「一、三五〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表宮城県昭和三万葉の森の項中「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六〇〇円」に改める。

（保健所使用料等条例の一部改正）

第三条 保健所使用料等条例（昭和二十七年宮城県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

（社会福祉施設条例の一部改正）

第四条 社会福祉施設条例（昭和四十八年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の二の項及び備考第一号並びに別表第二の二の項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

（精神保健福祉センター使用料等条例の一部改正）

第五条 精神保健福祉センター使用料等条例（平成十四年宮城県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の四の項及び備考第一号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正）

第六条 毒物及び劇物取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。  
第二十条第一項第一号中「二万六百元」を「二万七百元」に改め、同項第七号中「一万千円」を「一万千五百円」に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正）

第七条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年

宮城県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「二万九千円」を「三万円」に改め、同表二の項中「一万千円」を「一万三千円」に改め、同表三の項中「六千四百円」を「七千円」に改め、同表四の項中「三千四百円」を「四千円」に改め、同表十八の項中「二万九千円」を「三万円」に改め、同表十九の項中「一万千円」を「一万三千円」に改める。

(野営場条例の一部改正)

第八条 野営場条例(昭和四十八年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表一泊の項中「四三〇円」を「四五〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に改め、同表日帰りの項中「二四〇円」を「二五〇円」に改める。

(木材等試験手数料条例の一部改正)

第九条 木材等試験手数料条例(平成二十一年宮城県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表木材の材質試験の項中

含水率(全乾重量法による試験)	一件につき	一、六〇〇円
含水率(全乾重量法による試験)	一件につき	一、七〇〇円

「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表木材の強度試験の項中「二、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表合板及び集成材の接着性能試験の項中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に改める。

(道路占用料等条例の一部改正)

第十条 道路占用料等条例(平成八年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表備考第十号イからハまでの規定中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(海岸占用料等条例の一部改正)

第十一条 海岸占用料等条例(平成十二年宮城県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表備考第五号中「三千九百円」を「四千円」に改める。

(流水占用料等条例の一部改正)

第十二条 流水占用料等条例(平成十二年宮城県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表一の項中「三七六、〇〇〇円」を「三八二、〇〇〇円」に改め、別表備考第六号中「三千九百円」を「四千円」に改める。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例の一部改正)

第十三条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例(平成十七年

宮城県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「四万六千円」を「四万六千五百円」に改める。

(港湾施設等管理条例の一部改正)

第十四条 港湾施設等管理条例(昭和三十八年宮城県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イの表係留施設の項中

(1) 係留時間十二時間まで総トン数一トンにつき	五円二五銭
(2) 係留時間十二時間を超え二十四時間まで総トン数一トンにつき	七円
(3) 係留時間二十四時間を超えるときは、超過時間十二時間までごとに総トン数一トンにつき	七円
(二) 旅客船	七円
係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき	七円

(1) 外航船舶以外の船舶	係留時間十二時間まで	五円七七銭
イ 係留時間一トンにつき		
ロ 係留時間十二時間を超え二十四時間まで		七円七〇銭
ハ 係留時間一トンにつき		
イ 係留時間十二時間を超え二十四時間まで		七円七〇銭
ロ 係留時間一トンにつき		
ハ 超過時間十二時間までごとに総トン数一トンにつき		七円
(二) 外航船舶	係留時間十二時間まで	五円二五銭
イ 係留時間一トンにつき		
ロ 係留時間十二時間を超え二十四時間まで		七円
ハ 係留時間一トンにつき		
イ 係留時間十二時間を超え二十四時間まで		七円
ロ 係留時間一トンにつき		
ハ 超過時間十二時間までごとに総トン数一トンにつき		七円

「一八〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一六、六〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、八〇〇円」に改め、同表荷さばき施設の項中「一、〇八〇、〇〇〇円」を「一、一〇〇、〇〇〇円」に、「三三、四〇〇円」を「三四、一〇〇円」に、「五円三〇銭」を「五円八三銭」に、「四円」を「四円四〇銭」に、「九円」を「九円九〇銭」に、「七円」を「七円四八銭」に、「八五円」を「八八円」に、「三元」を「三元三〇銭」に、「二元」を「三元一〇銭」に、「二五円」を「二六円二〇銭」に、

一日一平方メートルにつき

三〇円

を

一日一平方メートルにつき

三三円

に、「二八円」を「一九円

八〇銭」に、「三二円」を「三四円一〇銭」に、「四五円」を「四九円五〇銭」に、「二〇円」を「二

二円」に、「五〇円」を「五五円」に、「一三〇円」を「一四三円」に改め、同表保管施設の項中「六

円四〇銭」を「七円四銭」に、「四円」を「四円四〇銭」に、「二円七〇銭」を「二円九七銭」に、

丙地

二円

を

丙地

二円九銭

に、「二〇円」を「二〇円

二〇銭」に、「五円三〇銭」を「五円八三銭」に、「八五円」を「八八円」に、「三元」を「三元三

(1) 一立方メートルにつき、水道料金に一五〇円(定期的に給水する定期旅客貨物船にあつては、一五〇円の四割に相当する金額以内で知事の定める額。以下この項において同じ。)を加算する額

を

(2) 一立方メートルにつき、一五〇円の五割に相当する金額

(1) 外航船舶以外の船舶

(2) 外航船舶

(1) 外航船舶以外の船舶

(2) 外航船舶

(1) 外航船舶以外の船舶

一六五円

に改め、同表港湾環境整

ロ 外航船舶

一五〇円

に

備施設の項中「八五円」を「八八円」に、「三元」を「三元三〇銭」に改め、同表港湾施設用地の

項中

五〇円

を

一月一本につき

五三円六〇銭

に、「八五円」を「八九円

三〇銭」に、「八円」を「八円三三銭」に、

ロ 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの

一七円

を

ロ 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの

一九円

に、「三六円」を「三九円

三〇銭」に、「二七円」を「三三八円」に、「六五円」を「六七円九〇銭」に、「四五円」を「四七円六〇銭」に、「七〇円」を「七五円」に、「三元」を「三元五六銭」に、「一九円」を「二二円」に、「九〇円」を「九五円三〇銭」に、「二五〇円」を「二七三元」に、「八〇円」を「八二円二〇銭」に改め、同表暫定係留施設の項中「三、八〇〇円」を「三、九四〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一四〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三四〇円」に改め、別表第一第一号の表

係留施設の項中

(2)(1) 係留時間十二時間まで総トン数一トンにつき 三円四五銭  
(2) 係留時間十二時間を超え二十四時間まで総トン数一トンにつき 四円六〇銭  
(3) 係留時間二十四時間を超えるときは、超過時間十二時間まで総トン数一トンにつき 二円三〇銭

を

(1) 外航船舶以外の船舶

ハ 係留時間十二時間まで

三円七九銭

ロ 係留時間十二時間を超え二十四時間まで

五円六銭

ハ 超過時間二十四時間まで

二円五三銭

イ 外航船舶

係留時間十二時間まで

ロ 係留時間十二時間を超え二十四時間まで

三円四五銭

ハ 係留時間二十四時間を超えるとき

四円六〇銭

に、

超過時間十二時間までごとに総トン数一トンにつき  
二円三〇銭

係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
一円三五銭  
(2) 係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
二円七〇銭

イ 外航船舶以外の船舶  
係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
一円四八銭  
ロ 外航船舶  
係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
一円三五銭  
(2) (1)以外の場合  
イ 外航船舶以外の船舶  
係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
二円九七銭  
ロ 外航船舶  
係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
二円七〇銭

地の項中 一月一本につき

五〇円

一月一本につき  
五三円六〇銭

三〇銭」に、「八円」を「八円三三銭」に、

ロ 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの  
一七円

ロ 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの  
一九円

三〇銭」に、「二二七円」を「二三八円」に、「六五円」を「六七円九〇銭」に、「七〇円」を「七五円」に、「三元」を「三元五六銭」に、「九〇円」を「九五円三〇銭」に、「二五〇円」を「二七三元」に、「八〇円」を「八二円二〇銭」に改め、別表第一第二号の表係留施設の項中

(2)(1) 係留時間十二時間まで総トン数一トンにつき 三円四五銭  
係留時間十二時間を超え二十四時間まで総トン数一トンにつき 四円六〇銭  
(3) 係留時間二十四時間を超えるときは、超過時間十二時間ま

を

でごとに総トン数一トンにつき  
二円三〇銭

(1) 外航船舶以外の船舶  
係留時間十二時間まで  
総トン数一トンにつき  
三円七九銭  
ロ 係留時間十二時間を超え二十四時間まで  
総トン数一トンにつき  
五円六六銭  
ハ 超過時間十二時間までごとに総トン数一トンにつき  
二円五三銭

(2) 外航船舶  
係留時間十二時間まで  
総トン数一トンにつき  
三円四五銭  
ロ 係留時間十二時間を超え二十四時間まで  
総トン数一トンにつき  
四円六〇銭  
ハ 超過時間二十四時間を超えるとき  
係留時間二十四時間までごとに総トン数一トンにつき  
二円三〇銭

係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
一円三五銭  
(1)以外の場合  
係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
二円七〇銭

を

イ 外航船舶以外の船舶  
係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
一円四八銭  
ロ 外航船舶  
係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
一円三五銭

(2) (1)以外の場合  
イ 外航船舶以外の船舶  
係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
二円九七銭  
ロ 外航船舶  
係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき  
二円七〇銭

に改め、同表荷さばき施

設の項中「一円三〇銭」を「一円四三銭」に、「二円二〇銭」を「二円四三銭」に、「八五円」を「八八円」に、「三元」を「三元三〇銭」に、「八円」を「八円八〇銭」に、「一六円」を「一七円六〇銭」に改め、同表保管施設の項中

一日一平方メートルにつき  
一円

一日一平方メートルにつき  
一円一〇銭

に、「一円六〇銭」を「一

円七六銭」に、「八五円」を「八八円」に、「三元」を「三元三〇銭」に改め、同表港湾環境整備施設のうち「八五円」を「八八円」に、「三元」を「三元三〇銭」に改め、同表港湾施設用地の項中

「 一月一本につき 五〇円 を

「 一月一本につき 五三六〇銭 に、「八五円」を「八九円

三〇銭」に、「八円」を「八円三三銭」に、

「 外径が〇・四メートル以上二メートル未満のもの 一七円 を

「 外径が〇・四メートル以上二メートル未満のもの 一九円 に、「三六円」を「三九円

三〇銭」に、「二一七円」を「二三八円」に、「六五円」を「六七円九〇銭」に、「七〇円」を「七五円」に、「三元」を「三元五六銭」に、「九〇円」を「九五円三〇銭」に、「二五〇円」を「二七三元」に、「八〇円」を「八二円二〇銭」に改める。

別表第二港湾環境整備施設の項中「二、〇〇〇円」を「二、一四〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇九〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、三六〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇七〇円」に、「六〇〇円」を「六五五円」に改める。

(入港料条例の一部改正)  
第十五条 入港料条例(昭和五十二年宮城県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一円」を「一円十銭」に改める。

(港湾区域内等における行為の許可に関する条例の一部改正)  
第十六条 港湾区域内等における行為の許可に関する条例(平成十二年宮城県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表1の項中「一〇〇円」を「一〇六円」に改め、同表2の項中「一六二円」を「一七八円」に改め、同表3の項中「一八四円」を「二〇一円」に改め、同表4の項中「二〇五円」を「二二五円」に改め、同表5の項中「二五〇円」を「二七三円」に改める。

(県立都市公園条例の一部改正)

第十七条 県立都市公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。  
別表第四第一号の表公園施設の管理の項中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、別表第

四第三号の表業として行う映画撮影の項中「三三、三〇〇円」を「三四、七〇〇円」に改め、同表ラジオ放送の項中「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表テレビジョン放送の項中「二、〇〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表広告の項中「二、六〇〇円」を「三、五〇〇円」に改める。

別表第七第一号の表宮城球場の項中「一九、七〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「一、三三〇、〇〇〇円」を「一、四〇〇、〇〇〇円」に、「二九、六〇〇円」を「三一、一〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「三九、六〇〇円」を「四一、七〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「五〇、六〇〇円」を「五三、二〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「六一、六〇〇円」を「六一、八〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「八一、五〇〇円」を「八五、八〇〇円」に改め、同表宮城相撲場の項中「九〇円」を「九五円」に改め、別表第七第二号の表宮城球場の項中「九、二〇〇円」を「九、六〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表宮城テニスコートの項中「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表宮城相撲場の項中「六、〇〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、別表第七第三号の表利用料金の基準額の項中「四九、四〇〇円」を「五二、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三四、七〇〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三三、一〇〇円」に、「二四、九〇〇円」を「二六、二〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、六〇〇円」に、「八五、七〇〇円」を「九〇、二〇〇円」に改め、同表加算額の項中「九〇円」を「九五円」に改める。

別表第八野球場の項中「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表陸上競技場の項中「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表サッカーラグビー場の項中「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改める。  
別表第九野球場の項中「三一、〇〇〇円」を「三一、三〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一六、一〇〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「一四、一〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「五、一〇〇円」



め、同表宮城県第二総合運動場の項中「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「四、八五〇円」を「五、二〇〇円」に、「三、六五〇円」を「三、九〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「二、七五〇円」を「二、九〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「四、四五〇円」を「四、八〇〇円」に、

一時間につき	三、三〇〇円
一時間につき	六、七〇〇円

に、「九七〇円」を「一、〇〇〇円」に、

一時間につき	三、五〇〇円
一時間につき	七、二〇〇円

を

一時間につき	二、九五〇円
一時間につき	五、九〇〇円

に、「八二〇円」を「八五〇円」に、「一

一時間につき	三、一〇〇円
一時間につき	六、三〇〇円

を

般五一〇円」を「一般五五〇円」に、「三七〇円」を「四〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、四〇〇円」に、「二六、七〇〇円」を「二七、三〇〇円」に、

一時間につき	四一〇円
--------	------

一時間につき	三、〇〇〇円
一時間につき	四一〇円

に改め、別表第三第二号の表宮城県総

合運動公園の項中「二、三五〇円」を「二、四〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「二、六五〇円」を「二、七〇〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「一、九五〇円」を「二、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「三九〇円」を「四〇〇円」に、「七八〇円」を「八〇〇円」に改め、同表宮城県第二総合運動場の項中

四〇円	八〇円
一、二〇〇円	二、六五〇円
二五〇円	五一〇円
一、二〇〇円	二、六五〇円

四〇円	八五円
一、三〇〇円	二、八〇〇円
二五〇円	五五〇円
一、三〇〇円	二、八〇〇円

「一九〇円」を「二〇〇円」に、「三八〇円」を「四〇〇円」に、「二二五〇円」を「二、四〇〇円」に、「四、五五〇円」を「四、九〇〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一〇〇円」に、「六一〇円」を「六、二〇〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五〇〇円」に、「三、三五〇円」を「三、四〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、六〇〇円」に改める。

(ライフル射撃場条例の一部改正)

第二十條 ライフル射撃場条例(昭和五十七年宮城県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表スモールポアライフル射撃場の項中「一五、二〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「二七〇円」を「三〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同表エアライフル射撃場の項中「一五、二〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「二七〇円」を「三〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表ビームライフル・ビームピストルの項中「五七〇円」を「六〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「三三〇

円」を「三五〇円」に、「三、六〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表会議室の項中「八二〇円」を「九〇〇円」に改め、同表温水シャワー室の項中「二、〇五〇円」を「二、二〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に改め、同表冷暖房施設の項中「二、二五〇円」を「二、五〇〇円」に改める。

(公安委員会関係手数料条例の一部改正)

第二十一条 公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表十四の十九の項中「八千六百円」を「八千七百円」に改め、同表十四の二十の項及び十四の二十一の項中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表三十一の項中「六千八百円」を「六千九百円」に改め、同表三十二の二の項中「二万二千三百円」を「二万二千七百円」に改め、同表三十八の五の項中「九千七百円」を「九千八百円」に改め、同表五十六の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表五十七の項中「五百円」を「六百円」に改め、同表六十八の項中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可若しくは確認を受け、又は協議が成立した使用、管理、行為、利用又は占有に係る使用料、占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の財産の交換、譲与等に関する条例別表の規定は、施行日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

4 第十二条の規定による改正後の流水占用料等条例別表第二号の表の規定は、施行日以後の占有の期間に係る流水占用料について適用する。ただし、占有の期間が一月未満で占有の期間の初日が施行日の前日以前である占有に係る流水占用料については、なお従前の例による。

5 第十四条の規定による改正後の港湾施設等管理条例別表第一の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び施行日前の許可に係る使用の期間の末日が令和二年四月一日以降である場合の当該許可に係る同日以降に徴収すべき使用料について適用する。

6 第十六条の規定による改正後の港湾区域内等における行為の許可に関する条例別表の規定は、施

行日以後に徴収すべき占用料等(同条例第十二条第一項に規定する占用料等をいう。以下同じ。)について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料等については、なお従前の例による。

7 第十九条の規定による改正後の総合運動場条例別表第二号の表の規定は、施行日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

8 第二十一条の規定による改正後の公安委員会関係手数料条例第二条第一項の表三十八の五の項の規定は、講習会の受講を申請することができる期間の初日が施行日以後である場合の手数料について適用し、当該期間の初日が施行日前である場合の手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

9 第二条の規定による改正後の県民の森等の設置及び管理に関する条例第十二条第二項、第十四条の規定による改正後の港湾施設等管理条例第二十条第二項、第十七条の規定による改正後の県立都市公園条例第十二条の二第二項、第十九条の規定による改正後の総合運動場条例第十五条第二項及び第二十條の規定による改正後のライフル射撃場条例第十条第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十九年度」を「令和元年度」に、「平成三十一年度分」を「令和二年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

宮城県税条例等の一部を改正する条例

(宮城県税条例の一部改正)

第一条 宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第五十五条第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万千円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万千円」を「十一万円」に改め、同条第五項第二号イ中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ロ中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ハ中「三万六千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ニ中「三万六千六百円」を「三万四千八百円」に改め、同号ホ中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号ヘ中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ト中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号チ中「六万二千二百円」を「六万四千円」に改め、同号リ中「七万四百円」を「六万九千六百円」に改め、同号ヌ中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十五年」を「令和十五年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第二項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第五条の六中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第七条の二中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。

附則第七条の三第一項及び第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第八条中「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改める。

附則第九条の二中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

附則第九条の二の二各号列記以外の部分中「平成三十五年」を「令和五年度」に改め、同条第一号中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同条第二号中「平成三十三年」を「令和三年度」に、「平成三十五年」を「令和五年度」に改める。

附則第九条の三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。  
附則第十条第二項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項中「平成三十五年二月二十八日」を「令和五年二月二十八日」に改め、同項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九九五」を「百分の〇・四九五」に、「百分の二・八三五」を「百分の〇・八三五」に、「百分の三・七八」を「百分の一・一八」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五・二五」を「百分の三・七五」に、「百分の六・九三」を「百分の五・二三」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五・二五」を「百分の三・七五」に、「百分の七・六六五」を「百分の五・六六五」に、「百分の十・〇八」を「百分の七・四八」に改め、同条第二項中「百分の一・三六五」を「百分の一・〇六五」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・七八」を「百分の一・一八」に改め、同項第二号中「百分の六・九三」を「百分の五・二三」に改め、同項第三号中「百分の十・〇八」を「百分の七・四八」に改め、同条第五項中「百分の六・九三」を「百分の五・二三」に、「百分の八・二九五」を「百分の六・〇九五」に改める。

附則第十条の二の二第一項中「事業税の課税標準となる各事業年度の所得又は収入金額に前条第一項から第三項までに規定する率に百分の百を乗じて得た率を乗じて」を「前条の規定の適用がないものとして」に改める。

附則第十条の二の四第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

附則第十条の七中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十条の八第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二、附則第十一条の四第一項並びに附則第十一条の六第一項、第四項及び第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の九に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第百四条の三の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第十一条の九を附則第十一条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十一条の十二 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第百三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十二条の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第百四条の二の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項及び第三項において「基本方針」という。)に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項及び第三項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で法施行規則附則第四条の十一第二項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百四条の二の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第十一条の十二第二項に規定する路線バス等)にあつては、二百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するもので

あること。

二 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(法施行規則附則第四条の十一第五項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百四条の二の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。)、又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか二以上を備えるもの(法施行規則附則第四条の十一第七項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百四条の二の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。)が五トン以下の乗用車(法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。)、又はバス(同条第九項に規定するものに限る。)(以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。)であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの(以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。)

及び同法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え二十トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第十四項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百四条の二の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年三月三十一日まで（第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては、令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日まで）に行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え二十トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装

置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法施行規則附則第四条の十二第十五項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百四条の二の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え二十トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきもの

のとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百四条の二の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「と（いう）」とあるのは、「と（いう）」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第百四条の六又は第百四条の七の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則附則第四条の十一第十七項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。附則第十一条の八の次に次の二条を加える。

（自動車税の環境性能制の非課税）

第十一条の九 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、地方バス路線維持のために国が交付する当該地方バス路線を運行する一般乗合用のバスの購入に係る補助金の交付を受けた場合における当該補助金の交付の対象となる路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第百三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能制を課さない。

（自動車税の環境性能制の賦課徴収の特例）

第十一条の十 県税事務所長は、当分の間、自動車税の環境性能制の賦課徴収に関し、自動車が法第百五十七条第一項又は第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第一項又は第二項の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則附則第四条の十に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 県税事務所長は、納付すべき自動車税の環境性能制の額について不足額があることを第百四条

の六第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第百四条の七第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第二項の規定その他の自動車税の環境性能制に関する規定を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能制の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別制の税率の特例）」を付し、同条中「電気自動車をいう」の下に「。次項第一号及び次条第二項において同じ」を加え、「同項第二号」を「法第百四十九条第一項第二号」に改め、「天然ガス自動車をいう」の下に「。次項第二号及び次条第二項において同じ」を加え、「法施行規則附則第五条第二項に規定するものをいう」を「法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次条第二項において同じ」に、「同条第三項に」を「法施行規則附則第五条第二項に」に、「同条第二項に規定するものをいう」を「同条第一項に規定するものをいう。次条第二項において同じ」に、「並びに」を「次条第二項において同じ」並びに「家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「法第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第五号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の第百三条の二第三項に規定する新規登録（以下この項において「及び」という。）」を削り、同条第二号中「法第百四十九条第一項第五号」を「法第百四十九条第一項第六号」に改め、「軽油自動車」の下に「（次項第六号において「軽油自動車」という。）」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条の表第一項第一号の項及び第五項第二号の項を削り、同条に次の二項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第百五条第一項、第三項及び第五項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピング車に該当するもの（以下この条及び次条において「家用乗用車等」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三

月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は法第百四十九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 法第百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率と同条第一項第四号イ(2)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車のうち、法第百四十九条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千円
一万七千九百円	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百円	六千円
二万七千二百円	七千円
四万七百元	一万五百円
二万五千元	六千五百円
三万五百円	八千円
三万六千元	九千円
四万三千五百円	一万千円
五万円	一万二千五百円
五万七千円	一万四千五百円
六万五千五百円	一万六千五百円
七万五千五百円	一万九千円

第一項第一号ロ

第一項第二号ロ									第一項第二号イ										
六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円
千六百円	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	二万二千円

第一項第三号ロ				第一項第三号イ(2)					第一項第三号イ(1)				第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)				
四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千円	七千五百円
一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円

第一項第四号		第三項第一号		第三項第二号		第五項第一号		第五項第二号	
四万九千円	五万七千円	六万五千五百円	七万四千円	八万三千円	四万五千五百円	六千円	三千七百円	四万七千円	六千三百円
一万二千五百円	一万四千五百円	一万六千五百円	一万八千五百円	二万二千円	千五百円	千五百円	千円	千二百円	千六百円
四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万円	四万五千五百円	六千円	三千七百円	四万七千円	六千三百円
一万五千五百円	一万円	九千円	七千五百円	五千円	六千三百円	五千二百円	八千円	二万円	八千円
一万二千五百円	一万四千五百円	一万六千五百円	一万八千五百円	二万二千円	千五百円	千五百円	千円	千二百円	千六百円

五万二千四百円	六万四百円	六万九千六百円	八万八千円
一万三千五百円	一万五千五百円	一万七千五百円	二万二千円

3 次に掲げる自動車に対する第百五条第一項、第三項及び第五項の規定の適用については、当該自動車（家用乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用乗用車等にあつては令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの

第一項第一号イ	
七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円

第一項第二号イ			第一項第一号ロ																																		
													一万二千元	九千元	六千五百円	十一万円	八万七千元	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千元	五万円	四万三千五百円	三万六千元	三万五百円	二万五千元	四万七百元	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百元	一万五千七百元	一万三千八百円					
													六千元	四千五百円	三千五百円	五万五千元	四万三千五百円	三万八千元	三万三千円	二万八千五百円	二万五千元	二万二千元	一万八千元	一万五千五百円	一万二千五百円	二万五百円	一万四千元	一万二千元	一万五百円	九千元	八千元	七千元					
第一項第三号イ(1)			第一項第二号ハ(2)			第一項第二号ハ(1)			第一項第二号ロ																												
																			一万二千元	二万六百元	一万二百円	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万千五百円	八千元	四千七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円
																			六千元	一万五百円	五千五百円	八千元	四千元	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千元	一万三千円	八千元	六千元	四千円	二千四百円	一万五千元	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円

第一項第三号ロ							第一項第三号イ(2)												
八万三千元	七万四千元	六万五千五百円	五万七千元	四万九千元	四万千元	三万三千元	六万四千元	五万七千元	五万五百円	四万四千元	三万八千元	三万二千元	二万六千五百円	二万九千元	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円
四万五千五百円	三万七千元	三万三千元	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	三万二千元	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千元	一万九千元	一万六千元	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千元	一万千五百円	一万円	九千元	七千五百円

附則第十二条の次に次の二条を加える。

第五項第二号								第五項第一号		第三項第二号			第三項第一号			第一項第四号		
八万八千元	六万九千六百円	六万四百円	五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	一万二千元	八千元	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円	六千元	四千五百円
四万四千元	三万五千円	三万五百円	二万六千五百円	二万三千元	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万円	六千元	四千元	三千二百円	二千六百円	三千二百円	二千三百円	千八百円	三千円	二千五百円

第十二条の二 宮城県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年宮城県条例第三十四号）の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であつて宮城県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第四十六号）第一条の規定による改正前の宮城県県税条例（以下この項において「平成二十八年改正前の宮城県県税条例」という。）第百三条第一項の規定により平成二十八年改正前の宮城県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であつて、平成二十八年改正前の宮城県県税条例第百四条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の宮城県県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までにこの条例の施行地外において第百三条第二項に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第五条の二に規定するものに供されたことがある自家用乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第百五条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 自家用の乗用車
  - イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額二万九千五百円
  - ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額三万四千五百円
  - ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額三万九千五百円
  - ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額四万五千円
  - ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額五万千円
  - ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額五万八千円
  - ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額六万六千五百円
  - チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額七万六千五百円
  - リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額八万八千円
  - ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額十一万千円
- 二 キャンピング車
  - イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額二万三千六百円
  - ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額二万七千六百円
  - ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額三万六千六百円
  - ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額三万六千円
  - ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額四万八百円
  - ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額四万六千四百円

ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額五万三千二百円  
 チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額六万二千二百円  
 リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額七万四百円  
 ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額八万八千八百円

2 前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	三万三千九百円
第一号ロ	三万四千五百円	三万九千六百円
第一号ハ	三万九千五百円	四万五千四百円
第一号ニ	四万五千円	五万七千七百円
第一号ホ	五万千円	五万八千六百円
第一号ヘ	五万八千円	六万六千七百円
第一号ト	六万六千五百円	七万六千四百円
第一号チ	七万六千五百円	八万七千九百円
第一号リ	八万八千円	十万二千二百円
第一号ヌ	十一万千円	十二万七千六百円
第二号イ	二万三千六百円	二万七千七百円
第二号ロ	二万七千六百円	三万七千七百円
第二号ハ	三万六千六百円	三万六千三百円
第二号ニ	三万六千円	四万四千四百円

第二号ホ	四万八百元	四万六千九百元
第二号へ	四万六千四百円	五万三千三百円
第二号ト	五万三千二百円	六万千円
第二号チ	六万二千二百円	七万三百円
第二号リ	七万四百円	八万九百元
第二号ヌ	八万八千八百円	十万二千二百円

3 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	七千五百円
第一号ロ	三万四千五百円	九千円
第一号ハ	三万九千五百円	一万円
第一号ニ	四万五千円	一万千五百円
第一号ホ	五万千円	一万三千円
第一号へ	五万八千円	一万四千五百円
第一号ト	六万六千五百円	一万七千円
第一号チ	七万六千五百円	一万九千五百円

第一号リ	八万八千円	二万二千円
第一号ヌ	十一万千円	二万八千円
第二号イ	二万三千六百円	六千円
第二号ロ	二万七千六百円	七千円
第二号ハ	三万千六百円	八千円
第二号ニ	三万六千円	九千円
第二号ホ	四万八百円	一万五百円
第二号へ	四万六千四百円	一万二千円
第二号ト	五万三千二百円	一万三千五百円
第二号チ	六万二千二百円	一万五千五百円
第二号リ	七万四百円	一万八千円
第二号ヌ	八万八千八百円	二万二千五百円

4 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	一万五千円
第一号ロ	三万四千五百円	一万七千五百円

第一号ハ	三万九千五百円	二万円
第一号ニ	四万五千円	二万二千五百円
第一号ホ	五万千円	二万五千五百円
第一号ヘ	五万八千円	二万九千円
第一号ト	六万六千五百円	三万三千五百円
第一号チ	七万六千五百円	三万八千五百円
第一号リ	八万八千円	四万四千円
第一号ヌ	十一万千円	五万五千五百円
第一号イ	二万三千六百円	一万二千元
第一号ロ	二万七千六百円	一万四千元
第一号ハ	三万六千六百円	一万六千元
第一号ニ	三万六千円	一万八千元
第一号ホ	四万八千円	二万五千元
第一号ヘ	四万六千四百円	二万三千五百円
第一号ト	五万三千二百円	二万七千元
第一号チ	六万二千二百円	三万千円
第一号リ	七万四百円	三万五千五百円
第一号ヌ	八万八千八百円	四万四千五百円

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第十二条の三 県税事務所長は、自動車税の種別割の賦課徴収に關し、自動車に附則第十二条第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この

項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第二項若しくは第三項又は前条第三項若しくは第四項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車に窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則附則第五条の二の三に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 県税事務所長は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第百八条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に關する規定(第百九条から第百十一条までの規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第百六条第一項の規定の適用については、同項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下この項及び第三項、次条第一項並びに第百六条の三第一項において同じ」とあるのは、「附則第十二条の三第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

附則第十五条第一項及び第二項並びに附則第十六条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十九条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

第二条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。  
第二十二條の二第一項第二号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。  
第二十九條の四中「第二百三條の五第一項」を「第二百三條の六第一項」に改める。  
第六十七條の三の見出し、同條第一号及び第六十八條の二中「国民体育大会」を「国民スポーツ

大会」に改める。

附則第十一条第六項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第五号」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十二条に次の一項を加える。

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用乗用車等に対する第百五条第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条の二第三項及び第四項を削る。

附則第十二条の三第一項中「若しくは第三項又は前条第三項若しくは第四項」を「から第四項まで」に改める。

附則第二十四条の二第一項中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に、「によつて」を「により」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改める。

附則第二十五条第二項中「第六項」を「第九項」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

（宮城県条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 宮城県条例等の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「、第三項又は第四項」を削り、「それぞれこれら」を「同項」を「第一項又は第三項から第六項まで」を「及び第十二条の二」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中宮城県条例附則第十一条第六項及び第二十五条第二項の改正規定並びに第三条の規定 公布の日

二 第二条中宮城県条例第二十九条の四並びに附則第二十四条の二第一項及び第二項の改正規定 令和二年一月一日

三 第二条中宮城県条例第二十二條の二第一項第二号の改正規定 令和三年一月一日

四 第二条中宮城県条例附則第十二条に一項を加える改正規定、同条例附則第十二条の二第三項及び第四項を削る改正規定並びに同条例附則第十二条の三第一項の改正規定 令和三年四月一日

五 第二条中宮城県条例第六十七条の三の見出し、同条第一号及び第六十八条の二の改正規定 令和五年一月一日

（県民税に関する経過措置）

2 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の宮城県条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

3 改正後の宮城県条例（以下「元年十月新条例」という。）第四十一条並びに附則第十条の二、第十条の二の二及び第十条の二の四の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、元年十月新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

5 元年十月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、この条例の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年宮城県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第二条、第四条及び第五条の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。（経過措置）

2 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成六年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第二条、第四条及び第五条の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。（経過措置）

2 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項又は第三項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、これらの規定による申請書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（平成十四年宮城県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条から第四条までの規定は、平成三十一年四月一日から適用する。（経過措置）

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償条例（昭和二十五年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、知事及び海区漁業調整委員会の委員」を「及び知事」に、「並びに」を「、」に、「解散の投票、」を「解散の投票並びに」に改める。

第三条の表選挙長の項及び選挙分会長の項中「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同表選挙立会人の項及び選挙分会立会人の項中「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる海区漁業調整委員会の委員の解職の投票については、改正前の選挙長等の報酬及び費用弁償条例（以下「旧条例」という。）第二条第一項及び第三項中「知事及び海区漁業調整委員会の委員の選挙並びに」とあるのは「及び知事選挙」と、「解散の投票」とあるのは「解散の投票並びに」と、旧条例第三条の表選挙長の項中「一〇、六〇〇円」とあるのは「一〇、八〇〇円」と、同表選挙立会人の項中「八、八〇〇円」とあるのは「八、九〇〇円」とする。

県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例  
 県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成十四年宮城県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

2 改正後の県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日前日までにその期日を告示された県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

県民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

県民会館条例の一部を改正する条例  
 県民会館条例（昭和三十一年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
 別表第二第一号の表大ホールの項から楽屋の項までを次のように改める。

中 会 議 室	大 会 議 室	特 別 室	ル				一				ホ				大					
			五、〇〇〇円を超える入場料を徴収する場合		三、〇〇〇円を超え五、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合		一、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合		五〇〇円を超える一、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合		五〇〇円以下の入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合							
			平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日		
六〇一	六〇一	六〇一	九七、九〇〇円	二二、〇〇〇円	九〇、二〇〇円	二二、〇〇〇円	七四、八〇〇円	二二、〇〇〇円	六九、三〇〇円	二二、〇〇〇円	六二、六〇〇円	四八、四〇〇円	三九、六〇〇円	二四、二〇〇円	六〇一	八三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	三九、六〇〇円	二四、二〇〇円
四〇一	四〇一	四〇一	一五九、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	九四、六〇〇円	六六、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	三九、六〇〇円	一〇、一〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	八四、七〇〇円	六六、〇〇〇円	三九、六〇〇円
六〇二	六〇二	六〇二	二五九、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	二〇二、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円	七二、六〇〇円	五五、〇〇〇円	四八、四〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	九二、三〇〇円	七二、六〇〇円	四八、四〇〇円
六〇三	六〇三	六〇三	三五六、九〇〇円	四六、〇〇〇円	二三五、一〇〇円	四六、〇〇〇円	二四三、五〇〇円	四六、〇〇〇円	一八二、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	一五六、一〇〇円	一一四、四〇〇円	九四、六〇〇円	六三、八〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一四〇、八〇〇円	一一四、四〇〇円	六三、八〇〇円
六〇四	六〇四	六〇四	四三七、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	三六四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	二九四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	一九六、六〇〇円	三八、六〇〇円	二二、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一七六、〇〇〇円	三八、六〇〇円	八八、〇〇〇円
六〇五	六〇五	六〇五	四七七、〇〇〇円	六七、〇〇〇円	四七七、〇〇〇円	六七、〇〇〇円	三三八、二〇〇円	六七、〇〇〇円	二〇二、〇〇〇円	六七、〇〇〇円	一五八、二〇〇円	一八七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一一二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二七六、〇〇〇円	一八七、〇〇〇円	一一二、〇〇〇円

別表第二第二号の表舞台設備器具の項中「九、〇〇〇円」を「九、二〇〇円」に改め、同表ピアノの項中「一三、六〇〇円」を「一三、八〇〇円」に改め、同表映写設備器具の項中「六、八〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表音響設備器具の項中「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表照明設備器具の項中「三九、七〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に改め、同表視聴覚設備の項中「七、

楽 屋					リハーサル室	教 養 室		展 示 室		和 室				小 会 議 室		
二〇二	二〇一	三〇七	三〇三	三〇二	四〇二	五〇四	五〇三	五〇二	五〇一	四〇四	四〇三	三〇五	三〇一	六〇四	六〇三	四〇五
一、六〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	九五〇円	一、九〇〇円	三、五〇〇円	九五〇円	九五〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、一〇〇円	一、六〇〇円	一、三〇〇円
二、三〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	一、三〇〇円	二、五〇〇円	四、六〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、六〇〇円	一、五〇〇円	二、二〇〇円	一、七〇〇円
二、五〇〇円	五五〇円	五五〇円	一、五〇〇円	三、一〇〇円	五、一〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	四、五〇〇円	四、五〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、二〇〇円	一、八〇〇円	二、七〇〇円	二、二〇〇円
三、九〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	二、二五〇円	四、四〇〇円	八、一〇〇円	二、二五〇円	二、二五〇円	六、九〇〇円	六、九〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	二、九〇〇円	二、六〇〇円	三、八〇〇円	三、〇〇〇円
四、八〇〇円	九五〇円	九五〇円	二、八〇〇円	五、六〇〇円	九、七〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	八、五〇〇円	八、五〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三、八〇〇円	三、三〇〇円	四、九〇〇円	三、九〇〇円
六、四〇〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	三、七五〇円	七、五〇〇円	一三、二〇〇円	三、七五〇円	三、七五〇円	一一、四〇〇円	一一、四〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、一〇〇円	四、四〇〇円	六、五〇〇円	五、二〇〇円

九〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、別表第二第三号の表中「一一、三〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の県民会館条例第十二条第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例(平成二十五年宮城県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。  
 表石巻市の項中「三百七十六人」を「三百七十七人」に改め、同表白石市の項中「百六人」を「百七人」に改め、同表角田市の項中「八十七人」を「八十八人」に改め、同表多賀城市の項中「九十二人」を「九十三人」に改め、同表栗原市の項中「二百七十五人」を「二百七十六人」に改め、同表東松島市の項中「八十七人」を「八十四人」に改め、同表大崎市の項中「三百三十二人」を「三百三十八人」に改め、同表富谷市の項中「六十七人」を「七十一人」に改め、同表刈田郡蔵王町の項中「三十五人」を「三十六人」に改め、同表柴田郡柴田町の項中「七十七人」を「七十九人」に改め、同表亘理郡亘理町の項中「六十七人」を「七十人」に改め、同表宮城郡利府町の項中「四十七人」を「四十九人」に改め、同表本吉郡南三陸町の項中「五十人」を「四十八人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

○宮城県条例第四十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

産業技術総合センター条例（平成十一年宮城県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表第二号の表精密測定関連機器の項中「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に改め、同表材料加工関連機器の項中「二五、三〇〇円」を「二五、六〇〇円」に改め、同表電子・情報関連機器の項中「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表工業デザイン関連機器の項中「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表分析・測定関連機器の項中「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に改める。

別表第二第一号の表材料試験の項中「九二、〇〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、同表材料分析の項中「七、九〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一五、二〇〇円」を「一五、五〇〇円」に改め、同表食品分析の項中「八、二〇〇円」を「八、四〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表精密測定の項中「二七、二〇〇円」を「二七、七〇〇円」に改め、同表表面観察の項中「八、四〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同表放射能・放射線測定定の項中「一測定又は」を削り、「二八、八〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表試料調整の項中「二二、六〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に改め、別表第二第二号中「四〇〇円」を「四五〇円」に改め、同表第三号中「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表第四号中「三、四〇〇円」を「三、六〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び依頼等がなされた試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和四十九年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成三十九年度」を「令和元年度」に、「平成三十一年度分」を「令和二年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和五十八年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十九年度」を「令和元年度」に、「平成三十一年度分」を「令和二年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

漁港管理条例の一部を改正する条例

漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「三年」を「十年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の第十条第一項の規定による許可の申請がされた場合における許

可又は同条第四項の規定による更新の許可の申請がされた場合における更新の許可については、なお従前の例による。